

令和 2 年 第 2 回  
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和2年第2回  
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和2年2月20日(木) 午後1時

1. 場 所 箕面市役所 本館3階 委員会室

1. 出席者 教 育 長 藤 迫 稔 君  
代表教育委員 山 元 行 博 君  
教育長職務代理者 高 野 敦 子 君  
委 員 丹 澤 直 己 君  
委 員 大 橋 亜由美 君  
委 員 中 享 子 君

1. 付議案件説明者

教 育 次 長 高 橋 由 紀 君  
子ども未来創造局長  
子ども未来創造局 木 村 均 君  
担 当 部 長  
子ども未来創造局 小 林 誠 一 君  
担 当 部 長  
子ども未来創造局 岡 裕 美 君  
副 部 長  
子ども未来創造局 石 橋 充 久 君  
学 校 教 育 監  
子ども未来創造局 今 中 美 穂 君  
担 当 副 部 長  
子ども未来創造局 野 澤 昌 弘 君  
担 当 副 理 事  
教 育 政 策 室 長 藪 本 正 博 君  
学 校 施 設 管 理 室 長 西 田 昭 浩 君  
幼 児 教 育 保 育 室 長 福 田 浩 子 君  
文 化 国 際 室 長 村 中 慶 三 君

生涯学習・市民活動室長  
中央図書館長  
保健スポーツ室長

菅原 かおり 君  
大迫 美恵子 君  
遠近 高明 君

1. 出席事務局職員

教育政策室参事  
教育政策室

乾 敬一朗 君  
林 由記 君

## 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 箕面市スポーツ施設マネジメント計画改訂の件
- 日程第 4 箕面市立総合運動場条例施行規則改正の件
- 日程第 5 箕面市立小・中学校設置条例改正要請の件
- 日程第 6 箕面市立生涯学習センター条例等改正要請の件
- 日程第 7 箕面市支援保育実施要綱改正の件
- 日程第 8 令和4年度以降の箕面市成人祭の対象年齢等の件
- 日程第 9 箕面市教育委員会所管に係る令和2年度当初予算の件
- 日程第10 箕面市幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師委嘱の件
- 日程第11 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第12 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第13 生徒指導の件

(午後1時開会)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今から、令和2年第2回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、日程第1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、中委員を指定いたします。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第2「教育長報告」を行います。まず教育委員会委員関係ですが、1月16日に文部科学省による学校ICTフォーラムがありまして、私は京都で行われた全体会・分科会に参加しましたが、そのフォーラムの中で先進地の視察ということが組み込まれておりまして、箕面小学校が先進地の学校として指定されました。多くの市長、教育長、指導主事、関係者の皆さんに視察いただきました。教育長関係ですが、1月10日に大阪府都市教育長協議会1月定例会がホテルアウリーナ大阪で開催されまして、令和2年度の事業予定について他、各種案件についての議事を行いました。あわせて泉南地区の岸和田市の取り組みに関する情報提供がありました。1月30日に大阪府都市教育委員会研修会がホテルアウリーナ大阪で、大阪大学の三宮真智子教授を講師に「メタ認知で学力向上を目指す」という演題で講演いただい

ております。行事報告の学校教育・子育て関係ですが、9日に大阪府中学生チャレンジテストが中学1年・2年で行われております。26日に箕面文化・交流センターで第58回箕面市PTA大会が行われまして、約210人の方が参加いたしております。生涯学習関係では、教育委員にも出務いただきましたが、メイプルホールで成人祭を行いまして、846人が参加しております。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議事に入ります前に、本日の日程のうち、日程第13、報告第11号「生徒指導の件」は、人事案件その他の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開として審議したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。それでは皆様の総意により、当該案件については、非公開で審議することといたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に基づき、山元代表教育委員を指名し、ここからの議事進行をお願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： ただいまご指名いただきましたので、ここからの議事を進行いたします。まず、日程第3、議案第7号「箕面市スポーツ施設マネジメント計画改訂の件」、及び日程第4、議案第8号「箕面市立総合運動場条例施行規則改正の件」は関連案件ですので一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保健スポーツ室長に求めます。

○子ども未来創造局保健スポーツ室長： 議案第7号は、平成29年度及び平成30年度に実施した大規模改修の実績に基づく改修項目及び必要経費を整理するとともに、箕面市立第一総合運動場及び第二総合運動場の市民体育館の照明設備のLED化に係る経費及びその財源措置並びに減免措置の見直し内容等を反映するため、箕面市スポーツ施設マネジメント計画の改訂を提案するものであります。引き続きまして、議案第8号は、箕面市スポーツ施設マネジメント計画を実施するための財源確保の措置として、社会教育関係団体等による施設の照明利用に係る料金の減額制度を廃止するため、箕面市総合運動場条例施行規則（平成17年箕面市教育委員会規則第21号）の一部改正を提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： 補足説明しますと、体育施設の不備があるところ、老朽化するところ、備品類の古くなったものをある程度計画的に順次更新・改修

していき、常に体育施設を良好な環境で維持をしようと平成29年3月に計画を作りました。その財源の仕組みは、経費を毎年平準化しまして、料金改定で利用料を値上げさせていただいて収入が増えた分と今まで箕面市が概ね毎年単独で経費を負担していた分、体育連盟の減免見直し後の額で構成し成り立ってました。そのうちの体育連盟減免額の協議に時間がかかりましたが、今般整いましたので、平成29年3月の計画を別件の照明設備のLED化の件をあわせて、変更したということです。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第7号及び議案第8号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第5、報告第6号「箕面市立小・中学校設置条例改正要請の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校施設管理室長に求めます。

○子ども未来創造局学校施設管理室長： 本件は、（仮称）箕面市立船場小学校を新たに設置するため、箕面市立小・中学校設置条例の一部改正について箕面市長に要請しましたので、報告するものです。小学校の場所は、現在の市立病院の土地を予定しており、開校時期は令和11年度を予定していることから、本条例は附則におきまして、交付の日から起算して10年を超えない範囲内において箕面市教育委員会規則で定める日から施行する旨を定めています。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： これも補足ですが、直接関係はありませんが、船場の学校を小学校にしたことを含め、校区の再編をしております。議案外で今の状況は報告させてもらいます。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第6号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第6、報告第7号「箕面市立生涯学習センター条例等改正要請の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長に求めます。

○子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長： 本件は、（仮称）箕面市立船場図書館及び（仮称）箕面市立船場生涯学習センターの正式名称及び位置を規定するとともに、箕面市立萱野南図書館を廃止するため、関係条例の改正を箕面

市長に要請する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第7号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第7、議案第9号「箕面市支援保育実施要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児教育保育室長に求めます。

○子ども未来創造局幼児教育保育室長：本件は、保育所等における支援保育の入所児童の定数の見直しに伴い、箕面市支援保育実施要綱の一部を改正するものです。主な内容といたしましては、支援の必要な入所児童の定数をこれまで1保育所9人としていましたが、14人に拡大するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第9号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第8、議案第10号「令和4年度以降の箕面市成人祭の対象年齢等の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長に求めます。

○子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長：本件は、改正民法が施行される令和4年度以降の成人祭を、法施行後も現行どおりとすることを提案するものです。民法の一部改正に伴い、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられますが、箕面市が開催する成人祭は、令和4年度以降も現行どおり、当該年度に20歳に到達する者を対象として1月の成人の日に開催することを定めるものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第10号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案ど

おり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第9、報告第8号「箕面市教育委員会所管に係る令和2年度当初予算の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、令和2年度に予定している教育施策及び各種事務事業を実施するにあたり、令和2年度箕面市一般会計予算を箕面市長に要請する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により、報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第8号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第10、議案第11号「箕面市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校教育監に求めます。

○子ども未来創造局学校教育監：本件は、箕面市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期が令和2年3月31日をもって満了となることに伴い、学校保健安全法第23条第3項の規定に基づき、新たに箕面市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医61名、学校歯科医44名、及び学校薬剤師10名について委嘱するために提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第11号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第11、報告第9号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、人事発令を行う必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が



臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第9号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第12、報告第10号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、去る令和2年1月23日に開催されました令和2年第1回箕面市教育委員会定例会の会議録を作成いたしましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条第2項の規定により報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第10号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）：他に事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

○教育長（藤迫稔君）：事務局から3件、報告したいと思います。1件目は新型コロナウイルス感染対応の件ということで、昨日、市としての方針を決めるべく協議の場を持つことになりまして、各委員には個別に電話連絡をさせていただき、方向性については了解いただいたところですが、改めまして、少し修正部分がありますので、学校教育関係、生涯学習関係、子ども子育て関係、それぞれについて、ウイルスの感染状況は刻々と変わりますので、今、決めたからそれがずっと続くということではなく、あくまで現時点での方向性についてこの場で確認させていただきたいと思います。2件目、先ほど申し上げました校区再編の件ですが、いよいよ終盤を迎えることになりまして、今のところ多くの校区では、ほぼこれでいこうかという内容が固まっていますが、一部の校区ではもう少し議論が必要ではないかということで、当初計画してましたワークショップ・審議会を1回ずつ増やすということで、多少日程が遅れることにはなりますが、丁寧に議論していこうと思っておりますので、現況についてご

報告させていただきます。3件目は小・中学校における携帯電話使用のガイドラインの件で、これも何度となくご相談させていただき、委員のみなさんの意見をもらってきたところですが、今年度中にガイドラインを作るということの通知が大阪府からきておりますので最終的にこの方向でいきますということをご説明させていただきます。

- 子ども未来創造局保健スポーツ室長：新型コロナウイルスの関係で保健スポーツ室が所管しております事業のうち、令和2年3月8日に箕面止々呂美・森町ハーフマラソンを開催する予定にしておりました。もう1つ、3月15日にオリパラふれあいイベントということで、オリンピック・パラリンピアンとふれあう交流のイベントも企画しておりました。いずれも市の決定としまして、3月20日までの間における大規模イベントは中止という決定になりましたので、それをうけて所管する2つのイベントは中止となりました。加えて子どもたちのイベントということで関係するイベントとして、健康福祉の方が所管しております春の子どもフェスティバルという3月14日芦原公園の方で行われるウォーキングイベントですが、これも多くの子どもたち、保護者のかたがたが集まる5千人規模のイベントということでこれも大規模なイベントという扱いで中止という形になりました。あと、4月14日にオリンピック聖火リレーが行われる予定になっております。そのボランティアとして市民のかた千人近くに行っていただく予定ですが、そのかたがたに対する事前説明会もいったん中止ということで事務局の方で動いております。
- 教育長（藤迫稔君）：今、スポーツ関係の報告だけなので、生涯学習全般での考え方をお願いします。
- 子ども未来創造局担当部長：市としての動きですが、今、説明がありました。3月20日までの主催・共催するイベント・行事は全て中止となっています。参加費を徴収している場合は全額返金をするということになっています。あと、公共施設で実施予定だったイベントを中止する団体等についても申し出があれば利用料金を全額返金をするということとしております。公立小中学校の卒業式は実施する方向で進めております。審議会・協議会等の会議系、入り口に消毒液、できるだけマスク着用を促すと周知をするとなっております。あと、外郭団体等が主催するイベントについては主催者判断ということになるのですが、市の対応を説明してできるだけ市と歩調を合わせてもらうという形で要請をしています。乳幼児検診等については可能な範囲で延期に努めていくという形で案内をしているところです。
- 教育長（藤迫稔君）：学校教育と子育てについてお願いします。
- 子ども未来創造局学校教育監：学校教育関係ですが、本日より1校宿泊行事を行っている学校がありますが、これにつきましては、マスクを全員に着用させ、いろいろな場面において手洗いやアルコール消毒を随時行いながらの実施

を学校と確認しているところです。同時に子どもの健康観察を充分に行い、状況を把握するようにしております。6年生で日帰りでの校外学習が多く予定されているのですが、その行き先等につきまして、屋内施設や不特定多数が集まるような場所への参加については再考するようにと学校と調整しているところです。屋外での行事等につきましては、全員にマスク等を着用させる方針です。学校内の行事について、参観や集会したりというものにつきましては、基本的に中止したり、実施日を振り替えていくということで学校と調整をしています。マスクについては学校で充分ストックを持っておりますので、それを活用し、この他に学校の防災倉庫のマスクを活用させていただくことについて市民安全政策室との調整がついております。

○子ども未来創造局担当副部長： 子育て担当ですが、集団検診については延期の方向で、3月20日以降の実施については調整をおこなっているところです。集団予防接種については通常通り実施をいたします。幼児教育保育室の方では、公・民の保育所、幼稚園で実施しております園庭開放については中止とさせていただきます。2月、3月に予定されております遠足など園外活動につきましては電車・バスなど公共交通機関を使つての観光地やビッグバンなどの体験型の施設などへの外出につきましては、可能な範囲で行き先を変更をするなど見直しを公・民ともに行っているところです。子育て支援課につきましては子育て支援センターにつきましては通常通り運営させていただくのですが、市民向けイベントなどは中止させていただきます。

○教育長（藤迫稔君）： 補足しますと、国・大阪府から通知がきておりまして、熱がなかなか下がらないとか、新型コロナウイルス感染症の症状に近い状態になった子どもは休ませますが、欠席でなく出席停止扱いにするということや、もし子どもたちが発症した場合、大阪府の方から学校を休ませる、学校の一部を休ませるといった指示がきたらその通りにするという、大阪府から指示がなくてもそれぞれの市町村でそのような状態になっているということを経験した場合は自ら、学校の全部、一部を休業するという通知がきておりますが、これも五月雨式にきておりますので、明日になればもっと強めの指導があるかもわかりません。現時点においてそのような状態になっているということなので、大きく変わるようでしたらメールや電話で連絡させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： 2009年の時の新型インフルエンザの対応のときは、真夜中に高校の休校指示が出たと思います。市町村が慌てて小中学校の休校、幼稚園の休園、保育所の休所の措置を、一斉に出した気がします。刻々と状況は変わっていきますので、明日にはまた対応が変わっていると思います。緊急の際は密に連絡を取っていただいて、対応していくようお願いいたします。

- 委員（高野敦子君）： 状況も刻一刻と変わっていく中で、いろんな情報が流れ、デマも溢れている昨今ですが、やはり市がしっかりと正しい情報を随時発信していくことで、きっとデマ等に振り回されずに皆が冷静に対応出来ると思いますので、丁寧な情報提供をお願いいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）： 次に、通学区域審議会の状況についてお願いします。
- 子ども未来創造局教育政策室長： 最新の情報に関して共有させていただきます。昨年12月14日に開催しました第7回通学区域ワークショップでの案をベースに年が明けて1月下旬にかけて中学校区6校区につきまして、事務局による地域報告会を開催させていただきました。その目的といたしましては、ワークショップの中でも非常にご意見が出ておりましたが、幅広くいろいろな意見を確認しておきたいとありましたので6カ所で開催させていただきました。そちらでいただいた多数の意見を、今年2月6日の第8回のワークショップにお戻しさせていただき、改めましてその意見も踏まえてワークショップの中で各校区に分かれまして再度校区につきまして議論いただいたところです。その中で先ほど教育長からありましたが、ほぼワークショップではこの案でいいのではないかと固まった校区が多かったのですが、その中で、通学の安全性について心配があるや、今回基準としている学校から半径1キロメートル通学圏内、校区面積分の学校敷地面積の学校の教育環境の平準化といったようなことにつきまして、理解はするがやはり地域コミュニティとの関係で悩ましいということで、ワークショップの中では結論づけにくいという学校もあったかたちです。そういった中で、当初予定しておりました第8回ワークショップで一定取りまとめまして、その後の通学区域審議会の方でパブリックコメントに向けての素案を固めていく形での調整はしておりましたが、お諮りいたしまして、その中でも色々な意見が出てきましたので、もう一度ワークショップにつきましては再度開催いたしまして、確認していくことを第8回のワークショップの中で確認させていただきました。あわせまして当初予定しておりましたが2月13日の通学区域審議会につきましては、ワークショップの中で、委員長もご出席いただいておりますので、なかなかワークショップで結論が出しにくい両論併記となっていました校区につきまして、集中的にご議論いただきまして、審議会としての提案としていただいたところでございます。急遽追加になりました第9回のワークショップにつきましては2月22日土曜日に開催の予定をしておりまして、改めまして第8回の振り返りと通学区域審議会でもいただきました意見につきまして、ワークショップに再度お戻しさせていただき、最終のご意見を取りまとめていけたらと考えているところです。今後の流れにつきましては、1回追加になっておりますが3月2日にパブリックコメントに向けての最後の審議会をお開きいただき、そこで素案を固めていただき、3月の中旬から

いからパブリックコメントが開始できるという流れで予定をしているところです。もちろん、パブリックコメントでいただきました意見はしっかり集約させていただき、最終的に4月になりますが、通学区域審議会で議論いただき、市の方にご答申いただくという予定になっております。丁寧な対応を進めさせていただくことでワークショップの総意といたしましてもう一度開催して議論を深めていただきたいというところで進んでおります。

○代表教育委員（山元行博君）：最後に携帯電話の取り扱いについてお願いします。

○子ども未来創造局学校教育監：小中学校における携帯電話の取り扱いのガイドラインを先ほど教育長からありましたように今年度中に作成をするということとしております。平成31年3月に保護者には教育委員会の方から小中学校への携帯電話の持ち込みについてはこれまで通り原則禁止のルールを継続しますということでお知らせをさせていただいております。事務局といたしましては、現時点ではこの方向を原案として考えたいと思っておりますが、ご意見等ありましたらよろしく申し上げます。

○教育長（藤迫稔君）：これも何度か話をさせていただいたのですが、携帯電話の取り扱いについては、大阪府が言ってることとメディアで報道されたことに齟齬があり、大阪府が言ってるのは今までは絶対にダメ、禁止と言っていたのが、それぞれの事情があるからと絶対禁止という旗を下ろしますと言っただけだったのが、新聞には大阪府は持ち込み推奨のような発表になり、大阪府に確認すると、そんなことは言っていない、今までは絶対にだめと言うのを変更しただけで、持ってくることを推奨したわけではないということでした。それを踏まえてこれまでも議論しまして、皆さんからいただいた意見を私なりにまとめさせていただくと、SNSを通じていろいろな情報を、最近では中学生が写真を撮って売っていたように、考えられないことが起こるという問題もありますし、SNSを使っていじめやトラブルに大きくつながるのではないかとことや、持ってくる子どものグループと持っていない子どものグループの2つの層が出来てしまって、そこでいじめが発生する可能性が出てくるということ、学校の中ではコントロールできても、登下校間での携帯電話の使用については学校の方ではコントロールできませんので、その最中にトラブルが生じるということ等を考えますと、時代はどんどん進化しているのですから、将来的には持ってきてもいいと議論する時はくるのではないかと考えていますが、今の段階では時期尚早なのかと思っております。どうしても複雑な事情があり、携帯電話を持ってこなければいけない子どもについては学校が特別に対応して当事者同士で保護者を含めルールを決めてすでにやっておりますので、そういったことは解決できると思いますので、ただ今、学校教育監からありましたように箕面市としては当面の間は今の方針で、特別なことがあった場合は学校長と相談し

てきちんと守れるルールを作る、他については持ってきてはだめですと、最終的に方針をまとめさせていただきたいと思います。

○代表教育委員（山元行博君）：他に事務局から教育行政に係る報告はありますか。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第13、報告第11号「生徒指導の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に係る事務局職員以外の事務局職員及び傍聴の方は、退席してください。

（傍聴者及び当該案件に係る事務局職員以外の事務局職員の退席）

○代表教育委員（山元行博君）：以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案5件、報告6件は、全て議了いたしました。教育長にお返しします。

○教育長（藤迫稔君）：ありがとうございました。これをもちまして、令和2年第2回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後1時49分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長（本人自署）

委員（本人自署）